

2023 年 度

広島県 福山市 蔵王町 地内

国土調査法による地籍測量  
(2004計画区) C工程～FⅡ-1工程  
業務委託実施設計書

業務委託内容

地籍測量 2004 計画区

委

C工程 (地籍図根三角測量) 0.14 km<sup>2</sup>

E工程 (一筆地調査) 0.14 km<sup>2</sup>

託

FⅠ工程 (地籍図根細部測量) 0.14 km<sup>2</sup>

FⅡ-1工程 (一筆地測量) 0.14 km<sup>2</sup>

概

要

# 地籍調査事業作業仕様書

## (適用範囲)

第 1 条 本仕様書は、福山市(以下「発注者」という。)が国土調査法に基づき委託する地籍測量及び一筆地調査の作業方法等に適用する。

## (業務期間)

第 2 条 受託者(以下「受注者」という)の業務期間は、契約締結の日から2024年(令和6年)3月15日までとする。

## (作業規程)

第 3 条 本業務にあたっては、本仕様書のほか業務委託契約書及び下記の法令・準則等により実施する。疑義を生じた場合には監督職員と協議し実施すること。

- ① 国土調査法 (昭和26年6月1日法律第180号)
- ② 国土調査法施行令 (昭和27年3月31日政令第59号)
- ③ 地籍調査作業規程準則 (昭和32年10月24日総理府令第71号)
- ④ 地籍調査作業規程準則運用基準 (平成14年3月14日国土国第590号)
- ⑤ 基準点測量作業規程準則 (昭和61年11月18日総理府令第51号)
- ⑥ 調査図素図表示例 (昭和32年10月24日経企土第179号)
- ⑦ 地籍図の様式を定める省令 (昭和61年11月18日総理府令第54号)
- ⑧ 地籍簿の様式を定める省令 (昭和53年3月25日総理府令第3号)
- ⑨ 地籍調査事業(外注)実施要領 (平成18年3月31日国土国第362号)
- ⑩ 地籍調査成果の数値情報化実施要領 (平成14年3月14日国土国第594号)
- ⑪ 地籍調査成果電子納品要領 (平成17年4月6日国土国第12号)
- ⑫ 地籍調査事業工程管理及び検査規程 (平成14年3月14日国土国第591号)
- ⑬ 地籍調査事業工程管理及び検査規定細則 (平成14年3月14日国土国第598号)
- ⑭ 地籍測量及び地籍測定における作業の記録及び成果の記載例(平成29年度版)
- ⑮ 地籍調査関係諸通達等

## (作業計画)

第 4 条 受注者は、契約締結後14日以内に、次の各号に掲げる事項を明らかにして、作業計画書を監督員に提出し、その承諾を得なければならない。また、計画書の変更をする場合も同様とする。

- ① 作業の工程計画表(詳細)
- ② 作業の班編成と作業分担及び責任者名
- ③ 打ち合わせ予定日及び主要な打ち合わせ事項
- ④ 測量機器等の検定証明書
- ⑤ その他必要な事項

## (責任者の資格要件)

第 5 条 責任者の資格は、下記のとおりとする。

- ① 管理技術者(主任技術者)

測量士の資格を有するもの。かつ、以下の要件を満足するもの。

地籍調査管理技術者又は地籍主任調査員の資格を有するもの。

又は、土地家屋調査士、土地改良換地士又は土地区画整理士の資格を有するもの。

- ② 照査技術者

一筆地調査や境界確認を伴う用地測量について十分な知識と経験を有するもの。

契約締結時に、管理技術者及び照査技術者が上記要件を満足することを証明する書類を提出すること。

2 管理技術者(主任技術者)と照査技術者は、兼ねることができない。

3 過去10年間に同種同業務の経験を有するもの。

(打ち合わせ)

- 第 6 条 受注者は、作業を円滑に遂行するために必要な事項について、必要な段階ごとに監督員と十分打ち合わせを行って作業の手戻や遺漏の防止に努めなければならない。
- 2 作業実施中に、指示又は協議した重要な事項について、その内容等を打ち合わせ簿に記録し、相互に確認するものとする。

(支給材料及び貸与品)

- 第 7 条 受注者は、支給材料及び貸与品について、その受払い状況を常に把握しておくこと。

① 貸与

名称	形態	数量	備考
管轄登記所備付公図	用紙	1	写, 地積測量図含む
要約書又は全部事項証明書	用紙	1	
所有者連絡先対応表	用紙	1	相続関係図を含む
調査因素図	用紙・磁気記録	1	

② 支給材料

名称	形態	備考
筆界表示杭	30×30×400mm	赤キャップ
アルミNo.プレート専用アルミプレート		
紙又は金属プレート		

(土地の立入り)

- 第 8 条 受注者は、調査実施にあたり他人の土地に立入る場合は、発注者が発行する国土調査法第24条第3項に規定する身分証明書を携帯し、関係人の請求があったときには、これを提示すること。
- 2 受注者は、調査実施にあたり、宅地又はかき、さく等で囲まれた土地に立入る場合はあらかじめ占有者に通知しなければならない。ただし、占有者に対しあらかじめ通知することが困難であるときは、占有者に迷惑を及ぼさないように十分注意して立入るものとする。
- 3 受注者は、業務終了後、速やかに身分証明書を返納すること。

(土地等の使用)

- 第 9 条 受注者は、植物、かき、さく等の伐採又は土地若しくは工作物を一時使用する場合は、所有者又は占有者の承認を得て行うものとする。この場合生じた損失は受注者で補償するものとする。

(秘密厳守)

- 第 10 条 受注者は、業務上知り得た個人情報を外に漏らしてはならない。
- 2 業務上収集した情報を発注者の許可なく複製及び加工し、庁外に持ち出してはならない。

(工程管理)

- 第 11 条 受注者は、調査実施に当たり、地籍調査事業工程管理及び検査規程(平成14年3月14日国土国第591号)及び地籍調査事業工程管理及び検査規程細則(平成14年3月14日国土国第598号)に基づいて、常に適切なる管理を行うものとする。

(成果品の納品・完了通知)

- 第 12 条 受注者は、第29条に基づき、成果品を納品するものとする。
- 成果品は、電子納品の対象となる成果と電子納品の対象外となる成果は同一のものとする。
- 2 受注者は、業務が完了したときは、速やかに書面をもって発注者に通知するものとする。

(検査)

- 第 13 条 発注者の行う検査は、原則として納品検査と一体的に行うものとする。
- ただし、数工程を合わせて発注した場合においては、それぞれの工程毎に検査を行うものとする。
- 2 受注者は、既済部分検査及び完了検査を受ける場合には、管理技術者立会のうえ検査を受けること。

(訂正)

- 第 14 条 発注者並びに県及び国の行う検査において、受注者の責任による誤り又は定められた限度以上の誤差が発見された場合は、発注者の指示により補正又は訂正しなければならない。
- また、調査時以降、認証及び法務局送付までに土地の異動等が発見された場合においても、発注者の指示により修正又は訂正しなければならない。
- 2 業務完了後、測量成果に受注者の責任による誤り又は定められた限度以上の誤差が発見された場合は、発注者の指示により補正又は訂正しなければならない。

(工程)

- 第 15 条 工程は次のとおりとする。
- ① 地籍図根三角測量 C 工程
  - ② 一筆地調査 E 工程
  - ③ 地籍細部図根測量 F I 工程 (D工程を省略する)
  - ④ 一筆地測量 F II-1 工程

(一筆地調査業務内容)

- 第 16 条 一筆地調査の工程及び作業内容は下記のとおりとする。

一筆地調査の工程	作業内容
作業の準備	関係者名簿作成 現地調査計画立案
作業進行予定表の作成	作業進行予定表の作成
単位区域界の調査	単位区域界の概略の現地調査
地元説明会	地元説明会運営補助 地元説明会用資料作成
現地調査の通知	現地調査の通知文作成及び通知文の発送
筆界標示杭等の設置	筆界標示杭又は仮杭の設置依頼
現地調査	所有者・地番・地目・筆界の調査・調査図等の作成
取りまとめ	点検整理

(地元説明会)

- 第 17 条 地元説明会は発注者の主導で行うものとする。
- 2 受注者は、発注者の指示により、地元説明会に使用する資料、図面等を作成するものとする。
- 3 受注者は、地元説明会の運営を補助するものとする。

(現地調査の通知)

- 第 18 条 受注者は、現地調査の実施を通知するため土地の所有者、その他の利害関係人又はその代理人に立会目的、日時、集合場所等を記載した立会通知文を作成すること。
- また、立会通知文等の発送は、受注者が行うものとする。
- 2 受注者は、監督員と十分打合せの上、現地調査に着手する時期を決定し、各作業班毎に、その日時、地番、所有者等を記入し現地調査立会調書として作成すること。
- 3 立会通知文は、立会日の1ヶ月前までに監督員に提出し協議すること。
- 5 調査日程については、筆数、面積、立会人等を十分に考慮し、日割・作業班体制を決定すること。
- その決定については、監督員と協議を行うこと。
- 6 土地所有者への立会通知については、所有者及び立会委任を受けた者に通知すること。
- また、住所不明者については、監督員と協議すること。
- 7 土地の所有者、その他の利害関係人又はその代理人から調査図素図の提供依頼があった場合は、監督員と協議すること。

### (筆界標示杭等の設置)

- 第 19 条 筆界標示杭又は仮杭は、土地所有者又はその代理人が設置するよう説明指導を行うこと。ただし、土地所有者又はその代理人より杭の設置依頼があった場合は、その補助を行うこと。
- 2 令和3年度より、筆界基準杭の使用を廃止し、筆界標示杭として設置すること。
  - 3 筆界点の内、コンクリート面等には、発注者の支給する鋸又は金属プレートを設置すること。
  - 4 発注者の支給する筆界点番号標(アルミナンバープレート)を筆界表示杭等につけること。
  - 5 仮杭には、目印テープ等を付けること。

### (現地調査)

- 第 20 条 立会は受注者の主導で行うものとする。
- 2 現地調査は、調査図素図等に基づいて、土地の配列の順序に従い、毎筆の土地について、その所有者、地番、地目及び筆界の調査を行うものとする。
  - 3 現地立会当日、代理人が立会を行う場合、委任状を受領し、当日持参されなかった場合は、速やかに委任状を受領すること。
  - 4 現地調査は安全につとめ、NEXCO西日本等の立会には監督員と協議を行い、警備員を配置すること。
  - 5 地目の調査については、地籍調査作業規程準則(昭和32年総理府令第71号)に定めるもののほか、地目調査要領について(昭和42年2月18日付け経企土第7号経済企画庁総合開発局長通達)によるものとする。  
農地に関する地目変更の認定に当たっては、「地籍調査において登記簿上の地目が農地である土地に関する地目認定について」(昭和56年10月7日付け56国土国第409号国土庁土地局国土調査課長指示)に留意して取り扱うこと。
  - 6 再立会については、調査期間中において境界が決まるまで、再立会を行うこと。
  - 7 再立会により筆界の確認が得られなかったものについては、その経過を記録し、監督員に提出し、処理の方法は監督員の指示を受けるものとする。

### (調査図作成)

- 第 21 条 筆界点番号標を設置したときは、その都度、調査図素図の該当する箇所はその番号を記録すること。この場合、別途、筆界点番号図を作成する場合は、監督員と協議すること。
- 2 福山市が実施してきた調査図の作成を踏襲する場合は、監督員と協議すること。  
地形図を用いて調査図の作成を行う場合も、監督員と協議すること。
  - 3 調査図素図の表示が現地調査の結果と相違しているときは、当該表示事項を訂正及び修正又は記録するとともに、次の場合には調査図素図に必要な事項を記録して調査図を作成すること。
    - ① 分筆があったものとして調査する場合
    - ② 合併(一部合併)があったものとして調査する場合
    - ③ 新たに土地の表示の登記をすべき土地を発見した場合
    - ④ 滅失(一部滅失を含む)又は不存在地があった場合
    - ⑤ 地番を変更する場合
    - ⑥ 所在を変更する場合

### (地籍調査票整理)

- 第 22 条 現地調査の立会の経緯を記録するため地籍調査票に土地所有者その他の利害関係人又はその代理人に署名押印させるとともに、地籍調査において同意(承認)を得ることとされている次の場合には、当該同意をした土地所有者又はその代理人あるいは、その相続人に署名押印させるほか地籍調査票に必要な事項を記録し、整理すること。
- ① 地番変更する場合
  - ② 地目変更する場合
  - ③ 分筆があったものとして調査する場合
  - ④ 合併(一部合併)があったものとして調査する場合
  - ⑤ 滅失(一部滅失を含む)又は不存在地があった場合
  - ⑥ 所在を変更する場合
- 2 上記立会后、再立会を行う箇所については、再立会の際、土地所有者その他の利害関係人又はその代理人に再度、署名押印させるほか、立会時の経緯を記録すること。
  - 3 地番区域毎に現地調査を終えたときは、その都度地番(枝番号を含む)の順序に編綴すること。

#### (立会処理簿作成)

- 第 23 条 現地調査の立会状況を現地調査立会調書に取りまとめるとともに、筆界の確認が得られない土地については、調査の経緯等を記入し、再立会調書として作成すること。
- 2 再立会調書は、各作業班、字名、地番(枝番号を含む。)の順序に整理し、監督員に提出すること。
  - 3 現地調査立会調書及び再立会調書は、各作業班毎に立会処理簿として製本すること。

#### (地籍図根三角測量)

- 第 24 条 地籍図根三角点の選点図を作成したときは、監督員に提出し、その承諾を得て、次の作業を実施するものとする。
- 2 地籍図根三角測量の観測は、GNSS測量とすること。
  - 3 地籍図根三角点埋設基準
    - ① 規格及び材質  
規格は、9cm×9cm×70cmのプラスチック杭又はこれと同等以上のものとする。  
なお、プラスチック杭は、JIS規格の物とする。
    - ② 埋設基準
      - ア 保存に確実に堅固な場所とするものとする。  
崖縁、沼、水田、川及び池の堤、交通の多い場所には、出来るだけ埋設しないこと。
      - イ 埋設の時期は、観測前とする。
      - ウ 埋設は、標石の上部を5cm程度地上に露出するようにし、保護石、表示板等を設置すること。
      - エ 埋設のときの埋戻しは、木の枝や雑草等、腐食するものが混入しないようにすること。
      - オ 市街地等を含む平地に埋設する場合は、ハンドホール埋設又はためます埋設等とし、コンクリートで上面舗装すること。
      - カ 埋設状況については、写真撮影を行い、三角点選点手簿に添付すること。
      - キ 埋設及び伐採に当たっては、土地所有者の同意を得るものとする。
      - ク 建物の屋上等通常の設置場所以外の場所に設置するときは、監督員と協議するものとする。
      - ケ 出来る限り発注者の支給する三角点標示杭を設置すること。
      - コ 測量標の設置状況写真を撮ること。

#### (地籍細部測量)

- 第 25 条 地籍細部測量の観測は、TS又はGNSSを使用すること。
- 2 細部図根点の表示は、地籍図根多角点網図に記載する。
  - 3 細部図根点埋設基準
    - ① 規格及び材質  
筆界表示杭は、3×3×40cm、細部図根点は、4.5×4.5×45cmのプラスチック杭とする。  
筆界基準杭は、令和3年度より、この使用を廃止する。  
なお、プラスチック杭は、JIS規格の物とする。
  - 4 国有林境界は実測を行い、測量成果は、監督員の指示のもと森林管理署と協議しなければならない。
  - 5 一筆地測量の結果、19条5項指定区域との測量成果と当該測量の成果が相違するときは、監督員と協議しなければならない。

(成果品)

第 26 条 成果品は、地籍調査成果電子納品要領(平成17年4月6日国土国第12号)に基づきCD-Rで電子納品するものとする。

電子納品ファイルは、納品前に最新のウイルスチェックを行い安全性を確実に確保し、ソフト名・日付等をCD-Rに記載すること。

工程	電子納品(CD-R)	電子納品の対象外	電子納品と簿冊	部数
測量共通			使用機器検定証明書 試験検査成績書 使用プログラム検定証明書 地籍測量総括表	1
地籍図根 三角測量	三角点観測計算諸簿 磁気記録(地籍フォーマット2000) 測量標の設置写真	建標承諾書 三角点現況調査報告書	基準点等成果簿写 地籍図根三角点成果簿 選点手簿(点の記) 精度管理表 選点図 網図	1
地籍細部 測量	細部図根測量観測計算諸簿 一筆地測量観測計算諸簿 磁気記録(地籍フォーマット2000)	筆界点番号図	細部図根点成果簿 細部測量精度管理表 細部図根点配置図 筆界点成果簿 一筆地測量精度管理表	1
一筆地 調査		地籍調査票綴 作業日誌 立会処理簿 名寄帳 委任状	一筆地調査図一覧図 一筆地調査図	

(成果品の検定)

第 27 条 受注者は、測量成果品について、国土地理院に登録された第三者機関の検定を受けること。  
検定の対象とする尺測量種別は、地籍図根三角測量及び地籍図根多角測量とする。

(その他)

第 28 条 通達等及び仕様書に定めのない事項については、その都度発注者と受注者が協議の上決定するものとする。

## ・業務委託設計条件

地籍測量 2004 計画区

歩掛条件 地籍調査事業 (外注)

○ 委託面積	0.14	k m <sup>2</sup>		
○ 筆数	調査前筆数	214筆	調査後筆数	182筆
○ 一筆平均面積	調査前	654m <sup>2</sup>	調査後	769m <sup>2</sup>
○ 縮尺	1/500			
○ 精度	甲3			
○ 傾斜条件	中傾斜地			
○ 視通条件	農Ⅱ			
○ 筆の形状	不整形地			
○ 周長 <sup>2</sup> /面積	2.58 <sup>2</sup>	/	0.14	= 47.5
○ 計画区までの距離	4	km		
○ 成果検定 (第三者機関)	C工程及びF I工程			
○ 崩土地域の面積	0.04	k m <sup>2</sup>		

(比高：30m未満，幅：100m未満，延長：千m未満，傾斜：中傾)





单第 1 表		C 工程 (地籍図根三角測量)		S=1:500		1km <sup>2</sup> 当り単価表
種 別	形 状 寸 法	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
直接人件費		km <sup>2</sup>	1.0			单第 2 表
材料費		km <sup>2</sup>	1.0			单第 3 表
機械経費		km <sup>2</sup>	1.0			单第 4 表
精度管理費		km <sup>2</sup>	1.0			单第 5 表
消耗品費等		km <sup>2</sup>	1.0			单第 6 表
計						
変 化 率		係数	0.34			傾斜区分 (αC) 形状の作業効率 (YC)
合 計						

单第 2 表		直接人件費 (C 工程)		S=1:500		1km <sup>2</sup> 当り単価表
種 別	形 状 寸 法	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
測量主任技師	内業	人	0.7			
測量技師	内業	人	1.2			
測量技師	外業	人	4.7			
測量技師補	内業	人	1.8			
測量技師補	外業	人	6.1			
測量助手	内業	人	1.6			
普通作業員	外業	人	8.4			
合 計						

単第 3 表		材料費 (C工程)		S=1:500		1km <sup>2</sup> 当り単価表	
種 別	形 状 寸 法	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	
プラスチック杭	9cm×9cm×70cm	本	4.0				
雑品		%	0.5			(対象単価：所要材料費)	
合 計							

単第 4 表		機械経費 (C工程)		S=1:500		1km <sup>2</sup> 当り単価表	
種 別	形 状 寸 法	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	
GNSS測量機	1級	台日	2.1				
GNSS解析用計算機	解析用ソフト含む	台日	0.7				
雑器具		%	0.5			(対象単価：直接人件費+機械 損料+需用費(材料費))	
合 計							

单第 5 表		精度管理費 (C工程)		S=1:500		1km <sup>2</sup> 当り单価表	
種 別	形 状 寸 法	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	
精度管理費		%	9.0			(対象単価：直接人件費+機械経費)	
合 計							

单第 6 表		消耗品費等 (C工程)		S=1:500		1km <sup>2</sup> 当り单価表	
種 別	形 状 寸 法	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	
消耗品等		%	5.0			(対象単価：直接作業費)	
合 計							

单第 7 表		E 工程 (一筆地調査)		S=1:500		1km <sup>2</sup> 当り单価表
種 別	形 状 寸 法	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
直接人件費		km <sup>2</sup>	1.0			单第 8 表
消耗品費等		km <sup>2</sup>	1.0			单第 10 表
計						
変 化 率		係数	1.68			傾斜区分 ( $\alpha E$ )
						一筆地平均面積 ( $\gamma E$ )
						一筆形状 ( $\delta E$ )
材料費		km <sup>2</sup>	1.0			单第 9 表
合 計						

单第 8 表		直接人件費 (E 工程)		S=1:500		1km <sup>2</sup> 当り单価表
種 別	形 状 寸 法	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
測量主任技師	内業	人	4.0			
測量主任技師	外業	人	2.5			
測量技師	内業	人	9.9			
測量技師	外業	人	45.6			
測量技師補	内業	人	9.9			
測量技師補	外業	人	45.6			
測量助手	内業	人	18.3			
測量助手	外業	人	97.8			
普通作業員	外業	人	11.6			
合 計						

単第 9 表		材料費 (E 工程)		S=1:500		1km <sup>2</sup> 当り単価表	
種 別	形 状 寸 法	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	
プラスチック杭	3cm×3cm×40cm	本	6,998			杭本数=基本本数×γF×δF (発注者より支給)	
雑品		%	0.5			(対象単価：所要材料費)	
合 計							

単第 10 表		消耗品費等 (E 工程)		S=1:500		1km <sup>2</sup> 当り単価表	
種 別	形 状 寸 法	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	
消耗品等		%	3.0			(対象単価：直接作業費)	
合 計							

单第 11 表		F I 工程 (地籍細部測量)		S=1:500		1km <sup>2</sup> 当り单価表
種 別	形 状 寸 法	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
直接人件費		km <sup>2</sup>	1.0			单第 13 表
材料費		km <sup>2</sup>	1.0			单第 14 表
機械経費		km <sup>2</sup>	1.0			单第 15 表
精度管理費		km <sup>2</sup>	1.0			单第 16 表
消耗品費等		km <sup>2</sup>	1.0			单第 17 表
計						
変 化 率		係数	1.76			傾斜区分 ( $\alpha$ FI) 視通障害 ( $\beta$ FI)
						一筆地平均面積 ( $\gamma$ FI) 一筆形状 ( $\delta$ FI)
						縮尺及び精度 ( $\epsilon$ FI)
合 計						

单第 12 表		F I 工程 (地籍細部測量) 崩土地域		S=1:500		1km <sup>2</sup> 当り单価表
種 別	形 状 寸 法	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
直接人件費		km <sup>2</sup>	1.0			单第 13 表
材料費		km <sup>2</sup>	1.0			单第 14 表
機械経費		km <sup>2</sup>	1.0			单第 15 表
精度管理費		km <sup>2</sup>	1.0			单第 16 表
消耗品費等		km <sup>2</sup>	1.0			单第 17 表
計						
変 化 率		係数	2.16			傾斜区分 ( $\alpha$ FI) 視通障害 ( $\beta$ FI)
						一筆地平均面積 ( $\gamma$ FI) 一筆形状 ( $\delta$ FI)
						縮尺及び精度 ( $\epsilon$ FI)
合 計						

单第 13 表		直接人件費 (F I 工程)		S=1:500		1km <sup>2</sup> 当り单価表	
種 別	形 状 寸 法	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	
測量主任技師	内業	人	3.6				
測量技師	内業	人	7.1				
測量技師	外業	人	7.9				
測量技師補	内業	人	6.9				
測量技師補	外業	人	15.3				
測量助手	内業	人	4.0				
測量助手	外業	人	30.1				
普通作業員	外業	人	14.8				
合 計							

单第 14 表		材料費 (F I 工程)		S=1:500		1km <sup>2</sup> 当り单価表	
種 別	形 状 寸 法	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	
細部図根点	4.5cm×4.5cm×45cm	本	371				
多角点		本	25				
雑品		%	0.5			(対象単価：所要材料費)	
合 計							



単第 15 表		機械経費 (F I 工程)		S=1:500		1km <sup>2</sup> 当り単価表	
種 別	形 状 寸 法	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	
トータルステーション	2級	台日	9.8				
電子計算機	パソコン	台時	10.7				
雑器具		%	0.5			(対象単価：直接人件費+機械損料+需用費(材料費))	
合 計							

単第 16 表		精度管理費 (F I 工程)		S=1:500		1km <sup>2</sup> 当り単価表	
種 別	形 状 寸 法	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	
精度管理		%	7.0			(対象単価：直接人件費+機械経費)	
合 計							

单第 17 表		消耗品費等 (F I 工程)		S=1:500		1km <sup>2</sup> 当り单価表
種 別	形 状 寸 法	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
消耗品等		%	5.0			(対象単価：直接作業費)
合 計						

单第 18 表		F II-1 工程 (一筆地測量)		S=1:500		1km <sup>2</sup> 当り单価表
種 別	形 状 寸 法	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
直接人件費		km <sup>2</sup>	1.0			单第 20 表
機械経費		km <sup>2</sup>	1.0			单第 21 表
精度管理費		km <sup>2</sup>	1.0			单第 22 表
消耗品費等		km <sup>2</sup>	1.0			单第 23 表
計						
変 化 率		係数	1.78			傾斜区分 (αF II-1) 視通障害 (βF II-1)
						一筆地平均面積 (γF II-1) 一筆形状 (δF II-1)
						縮尺及び精度 (εF II-1)
合 計						

单第 19 表 F II-1 工程 (一筆地測量) 崩土地域 S=1:500 1km <sup>2</sup> 当り单価表						
種 別	形 状 寸 法	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
直接人件費		km <sup>2</sup>	1.0			单第 20 表
機械経費		km <sup>2</sup>	1.0			单第 21 表
精度管理費		km <sup>2</sup>	1.0			单第 22 表
消耗品費等		km <sup>2</sup>	1.0			单第 23 表
計						
変 化 率		係数	2.18			傾斜区分 (αFII-1) 視通障害 (βFII-1)
						一筆地平均面積 (γFII-1) 一筆形状 (δFII-1)
						縮尺及び精度 (εFII-1)
合 計						

单第 20 表 直接人件費 (F II-1 工程) S=1:500 1km <sup>2</sup> 当り单価表						
種 別	形 状 寸 法	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
測量技師	内業	人	2.3			
測量技師	外業	人	0.8			
測量技師補	内業	人	5.7			
測量技師補	外業	人	51.3			
測量助手	内業	人	5.1			
測量助手	外業	人	51.3			
普通作業員	外業	人	51.3			
合 計						

単第 21 表		機械経費 (F II-1 工程)		S=1:500		1km <sup>2</sup> 当り単価表	
種 別	形 状 寸 法	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	
トータルステーション	2級	台日	51.3				
電子計算機	パソコン	台時	20.4				
雑器具		%	0.5			(対象単価：直接人件費+機械 損料+需用費(材料費))	
合 計							

単第 22 表		精度管理費 (F II-1 工程)		S=1:500		1km <sup>2</sup> 当り単価表	
種 別	形 状 寸 法	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	
精度管理		%	7.0			(対象単価：直接人件費+機械経費)	
合 計							

単第 23 表		消耗品費等 (F II-1 工程)		S=1:500		1km <sup>2</sup> 当り単価表	
種 別	形 状 寸 法	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	
消耗品等		%	5.0			(対象単価：直接作業費)	
合 計							

単第 24 表		打合せ (着手時・最終)		1回 当り単価表			
種 別	形 状 寸 法	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	
測量主任技師		人	0.5				
測量技師		人	0.5				
合 計							

単第 25 表		打合せ (中間時)			1回 当り 単価表	
種 別	形 状 寸 法	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
測量主任技師		人	0.5			
測量技師補		人	0.5			
合 計						

単第 26 表		交通費			1日 当り 単価表	
種 別	形 状 寸 法	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
ライトバン		台	1.0			
合 計						

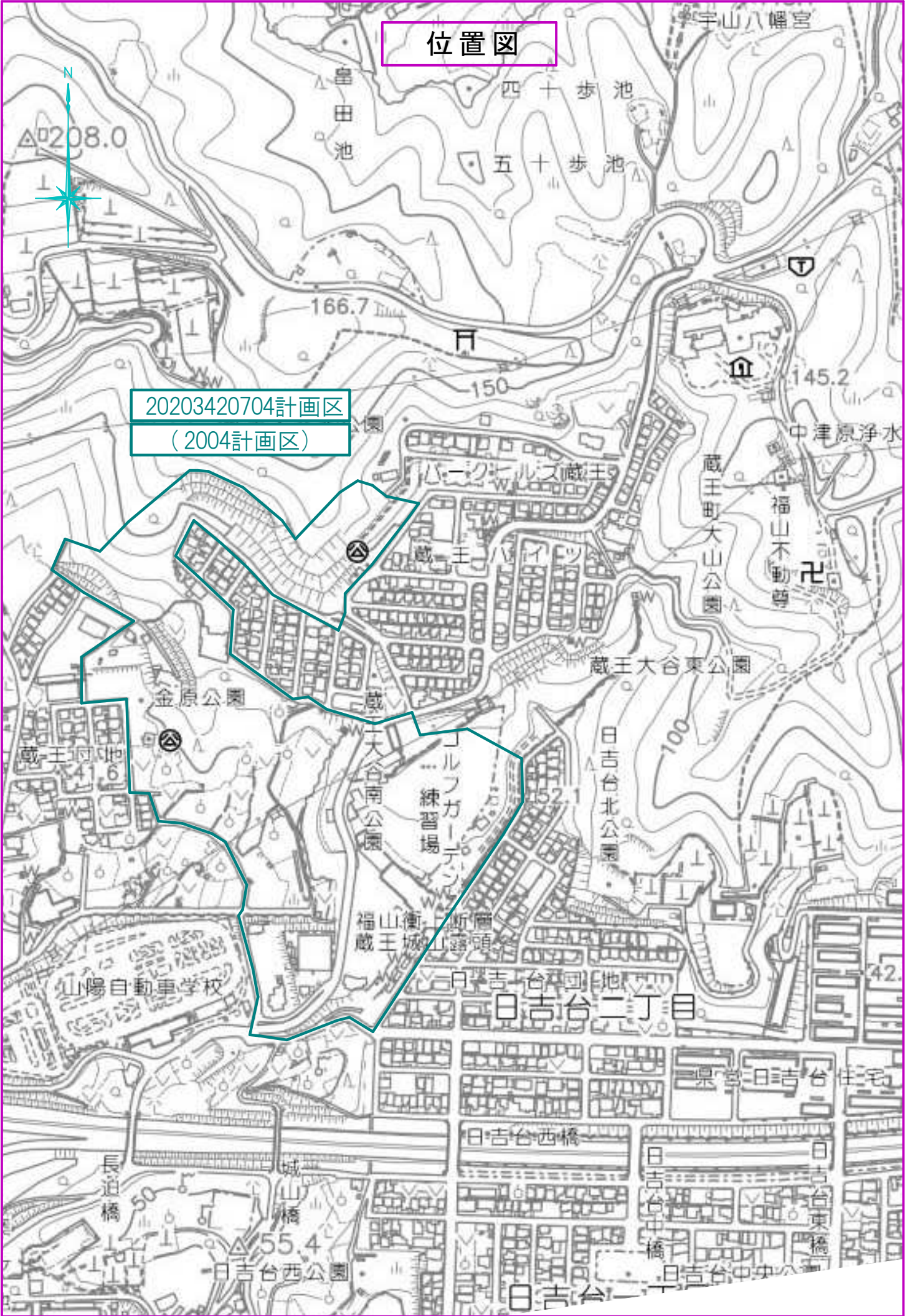
単第 27 表		成果検定費				単価表	
種 別	形 状 寸 法	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	
地籍図根三角測量		件	1.0			単第 28 表	
地籍図根細部測量		件	1.0			単第 29 表	
一筆地測量		件	1.0			単第 30 表	
合 計							

単第 28 表		成果検定費(三角測量)				単価表	
種 別	形 状 寸 法	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	
地籍図根三角測量		km <sup>2</sup>	0.14				
合 計							

単第 29 表		成果検定費(細部測量)			単価表	
種 別	形 状 寸 法	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
地籍図根細部測量		km <sup>2</sup>	0.14			
合 計						



# 位置図



20203420704計画区  
(2004計画区)